# カノノー・情報

人を継ぎ、組織を育む

# 高知県中小企業団体中央会

URL https://www.kbiz.or.jp E-mail info@kbiz.or.jp

2021 vol.240

# Contents

おらんくの組合 ちくと聞いて見てや!

# 高知県木協建材協同組合

一時支援金のご案内

中小企業等事業再構築促進事業のご案内

新型コロナウイルスの臨時支援給付金に関するお知らせ

通常総会終了後の各種事務手続きにご留意下さい

決算関係書類の提出をお忘れなく

令和3年度中央会 助成事業のご案内

組合いんふぉめーしょん

組合 NEW FACE

ものづくり補助金のご案内

「同一労働・同一賃金」に対応されていますか?!





理事長 山村 一正氏

# 組合プロフィール

所 在 地:高知県高知市仁井田4509

T E L: 088-847-4156

組合員数: 22名 設 立: 昭和40年7月

ホームページ:http://kochi-mokkyo.com

次の10年を見据えて。 組合も常にリノベーションしています!

# ■変化を恐れず、時代の波に乗る

当組合は、県内の工務店に木製の構造材や建材品を納入する材木店等が集まって構成されています。戦後復興の住宅ブームにより不足した木材に代わって、台頭してきたプラスチックなどの新建材による、異業種の参入から商圏を守るため、高知県木材協同組合の建材事業部として、新建材品の共同購買・販売を行うことを目的として創設されたのが始まりです。その後、高度経済成長期に空前の新築ブームにより、建材事業部の売上げは右肩上がりとなり、部門ではなく、独立し共同仕入を行う形が良いとの判断から、現在の高知県木協建材協同組合の設立に至りました。

組合設立後も、時代の流れに合わせる形で業態を変化させ、住宅設備機器の取扱いを開始するためのサッシ部を創設し、事業の幅の拡大を図りました。また、組合員の事業のバックアップをするため、建設業の許可を取得し、内外装工事、リフォーム工事を行う工事部を設置するなど、順調に業績を伸ばしながら、組合の体質強化に取り組んできました。

# ■新事業「2×4パネル」製造スタート!

時代の変化に合わせた組合運営に取り組む中、地域に 根差した木材業者として、「高知県産の材木を有効に活用 し、付加価値を付けて販売していきたい!」という思いがあ り、組合の共同事業を活かしてこの思いを形にできないか 模索していました。住宅業界では大工不足の深刻化や、大 手企業の進出による競争激化など、地方の中小工務店は 厳しい経営環境となり、組合員においても取引先工務店が減少し、売上の確保が困難な状況になるなどの課題も抱えています。

これらのことから、着目したのが「2×4工法」です。「2×4工法」は、工場で加工したパネルを建設現場で組み立てる工法で、使用される材料は規格化されており、作業手順もマニュアル化されているため、熟練した大工技能の依存が低く、従来の在来工法で必要となる大工の育成期間が大幅に短縮され、大工不足にも対応できるものです。また、これまでの「2×4材」は外材依存の比率が高いため、これを高知県産材へシフトしていくことで県産材の有効活用が可能となります。更に、「2×4工法」は、家を面で支える構造であるため、基本性能として耐震性や断熱性にも優れており、エンドユーザーである一般消費者にも喜んでいただける工法であると考えております。

当組合では新たに「2×4」事業部をつくり、「2×4パネル」

製造のための加工設備を新設しました。そしてこの4月、パネルの製造を開始し、組合員や工務店へ販売できる体制が整いました。



2×4パネル

# ▮ オンリーワンを目指して!

しかし課題も多く、本県における「2×4工法」での一戸建て木造住宅の新設着工割合は5%程度にとどまるなど、県内の工務店や一般消費者への認知度はまだまだ低い状況です。また、パネル製造事業所についても、高知県で1か所、四国でも6か所と少なく、生産体制も脆弱です。

「2×4工法」を普及させていくためにも、当組合では、今後「2×4パネル」の製造加工だけでなく、「2×4工法」のノウハウがある県内の事業者とタッグを組んで、工務店に対しての設計・図面の作成支援や、施工技術などの情報提供、一般消費者への「2×4住宅」のPR活動などを行っていきます。

当組合では、お客様の快適な住空間を提供していくため、「2×4パネル」はもちろん、「2×4住宅」に必要な建材やノウハウなどすべてが揃う、高知県内でオンリーワンの「2×4」のプラットフォームを目指していきます。そして、組合員の新たな事業機会を創出し、業績アップに寄与するだけでなく、本県の木材産業の活性化に貢献していきたいと思います。



2×4パネル製造の様子



建築中の2×4住宅

# これ知っちょいて

2×4工法のPR動画 つくりました!

# 快適!安全!「2×4住宅」のすごさ!

「2×4住宅」は、柱や梁などの線で支えるのではなく、壁・床・天井の面(パネル)で支える工法のため、耐震性に優れており、断熱性も抜群です。実際に熊本地震でも、震度7を2回受けても建物の構造上の損傷はほとんどなく、そのまま暮らすことが出来ました。住宅を建築される際は、選択肢の一つとしてご検討ください。

#### 2×4 住宅 (枠組壁工法)









「線」で構成される 軸組工法の壁

2×4 工法







2×4は面で構成されているため在来工法と比べ 隙間が少なく、機密性を確保しやすい工法です。

出典:一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会

動画URL

https://www.youtube.com/watch?v=UuNrZfvrqel

QRコード



「2×4工法」を詳しく知りたい方は、動画をチェック!

たった5分で2×4工法をわかりやすく解説! ぜひ動画をチェック!



# 中小法人・個人事業者のための

# 一時支援金のご案内

緊急事態宣言の影響緩和

申請期間 **2021年3月8日(月)~5月31日(月)** 

給付額

中小法人法 >> 上限 60万円

個人事業者等》 上限 30 万円 を支給します。

給付額

2019年または2020年の1月~3月の合計売上−2021年の対象月※の売上×3ヶ月

※2021年1月~3月のうち、2019年または2020年の同月と比べて、緊急事態宣言の影響により事業収入が50%以上減少した月

# 給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

- **①と②**を満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
- ●緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること\*
- 22019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少

※緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域(以下「宣言地域」という)の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における 不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

# 以下の場合は給付対象とはなりません

- ◆事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を 対象月として緊急事態宣言の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請する場合は給付対象外です。
- ◆(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。
- ◆(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。
- ◆売上が50% 以上減少していても、または、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。
- ◆地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金※の支給対象の飲食店は給付対象外です。 (昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。) ※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

申請手続きの流れ

オンラインで簡単に申請することができます。 オンライン申請が困難な方におかれては、申請サポート会場をご利用ください。 ※申請サポート会場のご利用には事前予約が必要です。

# アカウントの申請・登録 >>> 登録確認機関での事前確認 >>> 申請

- 一時金ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請Dを発番。
- 2 下記の必要書類を準備。
  - 1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)
  - ② 収受日付印の付いた2019年1月~3月及び2020年1月~3月までをその時期に含む全ての確定申告書類の控え
  - 3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)
  - 4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
  - 5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書
  - 3 2019年~2021年の各年1~3月における顧客の情報がわかる取引先情報一覧

- 3 一時支援金ホームページで登録確認機関を検索し、メール または電話で、登録確認機関に事前予約。
- 4 TV会議/対面/電話により
  - ●事業を実施しているか
  - ●給付対象等を正しく理解しているか などの事前確認を受ける。
- ⑤ 一時支援金ホームページからマイページにアクセス。 必要情報を入力し、②の必要書類を添付して申請。 申請サポート会場で申請することも可能です。

#### 一時支援金ホームページ

一時支援金

検索

https://ichijishienkin.go.jp/ スマホサイトは4月以降公開予定



一時支援金相談口・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240 IP電話専用回線 03-6629-0479

受付時間/8:30-19:00(土日・祝日含む全日) ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。



「一時支援金」の不正受給は犯罪です!

# 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

# 企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った 事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します!

- 1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
- 3. 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

# 通常枠 補助額 100万円~6,000万円 補助率2/3 卒業枠\* 補助額 6,000万円超~1億円 補助率2/3

\*卒業枠:400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。 ※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円~8,000万円

補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠 補助額 8,000万円超~1億円 補助率 1/2

# 緊急事態宣言特別枠

上記1~3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1~3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月出で30%以上減少していること。

補助額 従業員数 5人以下 : 100万円~500万円 補助率 中小企業 3/4

従業員数 6~20人: 100万円~1,000万円 中堅企業 2/3

従業員数 21人以上: 100万円~1,500万円

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等

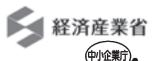
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※jGrants (電子申請システム) での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2~3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

https://www.jgrants-portal.go.jp/

※認定経営革新等支援機関は、中介庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。

→ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm



右記QRコードを読み込むと お問い合わせフォームに移動します。



httns://mm-enquete-cnt.meti.go/form/qub/keieisien02/saikouchiku

なお、本会は、上記「対象」の2に記載されている「認定経営革新等支援機関」です。 事業活用に当たっての要件等、詳細については本会までご相談ください。 高知県中小企業団体中央会 TEL:088-845-8870 E-mail:info@kbiz.or.jp

# 高知県からのお知らせ

# 新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高の減少が続き、事業活動に大きな影響を受けている 事業者の皆さまへ、事業規模(従業者数)と影響度合いに応じた高知県独自の給付金を給付します。

# I 給付金の概要

# 給付要件

以下のすべてを満たす事業者の方が給付対象となります。

- ■令和2年1月から12月の年間売上高の合計が、前年同期比で15%以上減少していること(※1)
- ②令和2月12月から令和3年3月までの任意の連続する2か月 の売上高の合計が、前年(又は前々年)同期比で30%以上 減少していること(※1)
- 3対象期間(上記2の2か月)の社会保険料を納付している (又は納付猶予を受けている)こと
- △ 高知県税を滞納していない (又は徴収猶予を受けている) こと

(※1)新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが前提となります。

# 給付額の算定方法

対象期間に納付した社会保険料をベースに算定します。

 $(A \times \frac{B}{C} - D) \times \frac{E}{50} \times \frac{2}{3}$ 

- A:対象期間の社会保険料(事業主負担分)納付額の合計
- B:県内従業員数
- C:全従業員数
- D:受給済の協力金等(※2)
- E:対象期間の売上減少幅(単位は%。上限は50%とする。)
- (※2)既に受給している「高知県営業時間短縮要請協力金」 及び「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」の総額。

# Ⅱ 申請の流れ 【持参による申請は受け付けておりません。】

# 1. 申請書類を入手

#### ◎いずれかご都合の良い方法で、「給付金給付等 要領」を入手してください。

- ①県庁ホームページから印刷またはダウンロード
- ②次の場所で受け取る(※3)
  - ・県庁本庁舎1階ロビー(土日、祝日を含む)
  - •県合同庁舎及び県税事務所 ) (平日のみ)
  - •各市町村役場

8:30~17:15

(※3)いずれの場所でも、相談対応は実施していませんので、ご不明な点は以下の問い合わせ先までお電話ください。

# 2. 申請書類を作成

◎「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- 申請書・誓約書(自署をお願いします。)
- •売上減少等の証明申請書

(認定経営革新等支援機関等(※4)の証明を受けたものに限ります。)

(※4)中央会、商工会・商工会議所、金融機関、税理士、公認会計士、 中小企業診断士など国が認定した機関等

【②添付が必要な書類】

- ・営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類の写し(※5)
- ・本人確認書類の写し(法人の場合は法人代表者のもの)
- ・納付した社会保険料の金額(又は納付猶予を受けた金額)が分かる書類
- ・県税の滞納がない(又は徴収猶予を受けている)旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

(※5)許可等を必要としない業種の場合は不要

# 3. 申請書類を提出

#### ◎郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)で提出してください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

受付期間:令和3年3月31日から 令和3年5月31日まで

【送付先】〒780-8570 高知県庁 高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター

※住所の記載は不要です。 **②オンラインでも受付予定です** 



# 4. 入金

◎4月下旬以降、口座に 振込予定

(※6)審査の結果、不給付となる 場合があります。

お問い合わせ先 お住まいの市町村ではなく、 こちらにお問い合わせください。

高知県雇用維持臨時支援給付金 申請受付センター TEL:088-821-7566 【受付時間】9:00~17:00(平日のみ)



なお、本会は、上記「II 申請の流れ」の「2.申請書類を作成」欄に記載されている「認定経営革新等支援機関」です。 必要書類のひとつである「売上減少等の証明申請書」作成の際には、本会までご連絡ください。

高知県中小企業団体中央会 TEL: 088-845-8870 E-mail: info@kbiz.or.ip

# 令和3年度 通常総会のお知らせ

- ◆日時 令和3年6月18日(金) 15時30分~
- ◆場所 「城西館」 高知市上町2-5-34

# 通常総会終了後の各種事務手続きにご留意下さい

通常総会開催後には様々な事務手続きを行うことが法で義務付けられており、それぞれに法定期間が 定められています。手続き漏れがないかご確認ください。

所管行政庁	決算関係書類の提出	通常総会終了後2週間以内
	役員変更届出	変更のあった日から2週間以内 ※全役員が再任した場合には不要
	定款変更認可申請	総会終了後すみやかに
法務局	代表理事の変更登記	就任した日から2週間以内 ※同一人が再選した場合にも必要
	その他登記事項の変更登記	原則として変更のあった日から2週間以内 ※年度末での出資変更登記については年度末から4週間以内

# ▶ 決算関係書類の提出をお忘れなく ◆

組合は毎事業年度、通常総会終了の日から2週間以内に、事業報告書及び通常総会議事録(もしくは謄本)とともに、 決算関係書類を所管行政庁に提出することが法律上定められています。所管行政庁では、組合が事業活動を行っているかどうかを決算関係書類の提出の有無によって判断しており、**3年連続して提出を怠ると休眠組合と見なされ、解散整理の対象となります**。必ず提出するようにして下さい。

尚、昨年10月1日付けで「中小企業等協同組合法」及び「中小企業の団体に関する法律」に基づく事業協同組合等の認可等に係る事務・権限について、国から都道府県への移譲等が行われました。

下記に該当する組合につきましては、所管行政庁が変更されたことから、決算関係書類の提出先や定款変更認可申請書の提出先についても変更となっておりますのでご注意下さい。

所管行政庁:四国経済産業局、四国運輸局、四国地方整備局(旧)⇒高知県(新)

※定款で定める地区が複数の都道府県にわたる組合。

ただし、定款で定める地区が「全国」の場合は、「経済産業大臣」又は「国土交通大臣」のままで、変更はありません

#### ≪提出書類≫

- ○事業報告書 ○財産目録 ○貸借対照表 ○損益計算書 ○剰余金処分案または損失処理案
- ○通常総会議事録(もしくは謄本)

なお、中央会宛に2部(行政庁用1部、本会控え用1部)で提出いただければ、本会経由で所管行政庁へ提出致します。

お問い合わせ・提出先

高知県中小企業団体中央会 〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4階 TEL: 088-845-8870 IP電話: 050-3537-1702



# ◆新商品・サービスなどの開発、販路開拓など新しい取り組みに チャレンジしたい!

# 取り組みの実現化に対する費用を助成します

〔経営力向上補助金〕

任意グループの立ち上げ期に必要となる経費をはじめ、中小企業組合等における新事業及び事業再構築等(新商品開発、販路開拓、新たなサービス等の提供、情報発信の強化、既存事業の強化・見直し、BCP策定、展示会等への出展又は開催等)の実現化に向けた取り組みに対して、事業費の一部を助成します。

#### 【対 象】 中小企業組合等※

※県内に主たる事務所を置く組合等とし、その構成員の3分の2以上が県内中小企業者であるもの。また共同出資会社並びに任意グループは3名以上の中小事業者で構成されるものとし、任意グループにおいては原則本事業の完了日までに法人化を目指したもの。

【補助金額】 上限:100万円 下限:10万円

【補 助 率】 補助対象経費の2分の1以内

【補助対象経費】 謝金、原稿料、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、設計費、データ検証費、

使用料及び賃借料、原材料費、試作費並びに実験費、備品購入費

# ◆業界ビジョンづくり、実施事業の見直しをしたい!!

### 現状分析や課題抽出を基に改善計画やビジョンを策定・提案します

〔活性化支援〕

中小企業組合等の活性化に繋げるため、専門家と連携しながら内・外部環境の現状分析や課題抽出等を行い、事業の見直しや改善計画、新たな取り組みの創出等に向けた計画の策定・提案等を実施します。

【対 象】 中小企業組合等

原則、本会で費用を負担

# ◆組織運営において発生する喫緊の課題を解決したい!!

#### 専門家を派遣して課題を解決します

〔課題対応支援〕

組合運営における法律・税務・労働等の専門知識を要する諸課題について弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家の助言による解決を図ります。

【対 象】 中小企業組合等

原則、本会で費用を負担

# ◆青年部で先進事例の調査・視察に取り組みたい!

#### 課題調査(先進地視察)を支援します

〔課題調査研究事業〕

組合や業界が抱える経営課題について、本会と組合青年部が連携し、先進的な取り組みを進める組合又は企業への 現地調査をします。現地での取り組みの概要、経緯、結果等についてヒアリング調査を行った後、調査結果について、青 年部・親組合をはじめ、他の組合青年部、関連組合に対して成果普及も併せて行います。

※公募は6月頃を予定しています。

【対 象】 青年中央会会員青年部

【対象経費】 旅費、会場借料

【事業費】24万円



# 令和3年度中央会 助成事業のご案内

# ◆ 研修会・講習会を開催したい!

# 中央会で主催、もしくは開催費用の一部を助成します

〔連携組織活性化支援事業・小規模事業者組織化指導事業〕

喫緊・高度な課題や先進的事例の研究、組合員の経営力強化を図るための技術等の習得を目的とした講習会等の 開催を支援します。

なお、本会主催の講習会等に原則無料で参加する形式と、組合等が実施する講習会の開催経費の一部を助成する形式がありますので、ご活用を希望する場合は、事前に本会にご相談下さい。

# 全国中央会助成事業(中小企業組合等課題対応支援事業)

# ◆市場調査、試作品開発、ビジョンづくり、展示会へ出展したい!

#### 新しい取り組みを包括的に支援します

〔中小企業組合等活路開拓事業〕

組合等が取り組む新たな活路の開拓、単独では困難な問題の解決に向けた幅広い活動(市場調査、試作品開発、ビジョン策定、展示会出展・開催など)の経費を助成します。

① 大規模・高度型※ 【補助金額】上限 2,000万円 下限100万円

※大規模・高度型は、補助金申請予定額が1,200万円を超え、なおかつ事業終了後3年間以内に組合等又は組合員等の「売上高が10%以上増加することが見込まれる」又は「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業が該当します。

② 通常型 【補助金額】上限 1,200万円 下限100万円

③ 展示会等出展・開催 【補助金額】上限 1,200万円 下限なし

# ◆ITを活用して業務の改善・効率化を図りたい!

#### IT活用による取り組みを支援します

〔組合等情報ネットワークシステム等開発事業〕

組合等を基盤とする情報ネットワークの構築や組合員及び関連する中小企業の業務効率化のためのアプリケーションシステムの開発費、開発を目指した業務分析、計画立案、提案依頼書を策定する取り組みに助成します。

① 大規模・高度型 【補助金額】上限 2,000万円 下限100万円

② 通常型 【補助金額】上限 1,200万円 下限100万円

- ●中小企業組合等課題対応支援事業の補助率は、共通で補助対象経費の10分の6以内になります。
- ●現在、第2次募集中です。

【募集期間】令和3年4月1日(木)~5月28日(金)(必着)

※予算があれば第3次募集 令和3年7月16日(金)~8月13日(金)(必着)があります。

●補助対象となる組合等の種類や要件、補助対象経費の詳細は全国中央会のホームページ https://www.chuokai.or.jp/ をご確認ください。

お問い合わせ先

高知県中小企業団体中央会 連携推進部

#### 四万十商店街振興組合連合会女性部 四万十玉姫の会

# お店の魅力をアップ! ~繁盛店づくり研修を実施~

陶器店

四万十市商店街振興組合連合会女性部 四万十玉姫 の会 (乾梢会長) では、お客様が 「あのお店を利用した い」と足を運びたくなるような魅力ある店づくりのお手 伝いとして、繁盛店づくり支援事業・実践コース (全国商 店街支援センター) による研修を1月から3月にかけ実施 しました。(全4回)

今回の研修を通して、参加者からは「店の雰囲気が明 るくなった」「お客様の回遊性が向上した」などの意見 が得られ、非常に有意義な研修となりました。

玉姫の会では、お客様にとって魅力ある商店街や、個 店となるよう、今後も様々な事業にチャレンジしていく 予定です。

#### 繁盛店づくり支援事業とは?

店舗ごとに専門家からの提案や改善指導を公開で受ける 「公開臨店研修」と、先進事例研究や今後の展開につい て専門家からアドバイスを受ける「全体研修」により、繋 盛店として生まれ変わるための大切な視点や店舗改善 のノウハウ等を習得するものです。







展示する商品数を減らし、1つ1つがみやすいように



ショーケースに絨毯を敷き、商品に高級感を演出



入口のポスターを外し、外から店内がみえるように





文字だけのPOPに、写真・絵を入れて商品の良さを伝わりやすく

# 

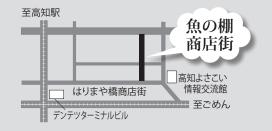
# 高知市魚の棚商店街協同組合

設 立 令和3年1月19日

所在地 高知市はりまや町1丁目9番3号

出資金 180,000円 組合員数 18名

主な実施事業テント、街路灯などの維持管理、各種食品 (唐揚げ、干物、惣菜等)の共同販売 イベント開催等による販売促進



#### 細川 洋伸 理事長

# 理事長からの一言

魚の棚商店街は、江戸時代から高知市の台所として 長く栄えてきました。

歴史ある本商店街の持つ独特の雰囲気は他に代え

がたいものであり、地元消費者の生活を支えるという役割だけでなく、高知が 誇る貴重な文化財産として多くの観光客を惹きつける名所でもあります。

そこでこのたび、街の魅力を県内外に広くアピールするとともに、各商店の 販売力強化を目指し、協同組合として組織化するに至りました。

今後は、つい先日開催した「テイクアウトマルシェ」のようなイベントの他、 周囲の商店街とも連携をとりながら、様々な事業を積極的に行い、街の魅力 発信と個店の活性化に努めていきたいと思っています。

どうぞよろしくお願い致します。



# 高知県木製品工業連合協同組合

# 第1回 もくもく住まいるパーク 高知県産木製品販売会を開催しました!

高知県木製品工業協同組合(池 昇龍理事長)では、去る2月27日(土)・28日(日)の2日間、「RKC木造住宅展示場住まいるパーク」にて高知県産木製品販売会を開催しました。

当日は、高知県産の木材を使った日用雑貨や家具など様々な木製品を販売するとともに、ご家族連れ等来場された多くの方々に、木製品の感触や香りを体験いただきました。

また、2日目の終わりには、当イベントにて木製品をご購入いただいた方を対象に、豪華景品が当たる抽選会を開催。多くの方々にお喜びいただきました。

今後も県産材木製品の魅力をお伝えできる場を設け、皆様に知っていた だきたいと思います。









# ネット販売講習会を開催しました!

高知県木製品工業協同組合(池 昇龍理事長)では、去る3月5日(金)、高知市布師田「高知ぢばさんセンター」にて講習会を開催しました。

本講習会は、木製品の製造・販売を行う組合員を対象に、インターネットを活用した販売及び集客方法の習得を目指して開催したもので、講師として、山岸善浩氏(株式会社山岸竹材店代表取締役社長)を招聘し、「NO BAMBOO NO LIFE 竹虎のインターネット活用」をテーマにご講演いただきました。

当日は、山岸氏のこれまでの経験に基づきながら、インターネットを活用する上での重要なポイントについて熱くご講演いただき、参加者からは「今までの活用方法を見直す必要性を感じた」「説得力のある講演で動画の重要性を痛感した」などの声が聞かれるなど、有意義な講習会となりました。

掲載無料

組合いんふぉめーしょんのコーナーを、組合活動のPR、イベント、新商品のご紹介などの 告知にぜひご利用ください。 ●中央会までどしどし情報をお寄せください!!



通常の定期預金より 高めの金利設定 ※当金庫内比較



固定金利の半年複利で 効率よく資産運用



ライフスタイルに合わせて 選べる期間1年・2年・3年 ※原則とて業界日前の解約はできません 河 商工中金

高知支店 088(822)4481

〒780-0870 高知市本町4-2-46 ●ザ グラウンパレス新阪急高知並び



個人のお客さま向けの

定期預金

マイハーペスト

※詳しくは、店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

中小企業等の新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する本事業は、引き続き募集中です。 設備投資等をご検討中の事業所の皆様は、ぜひご応募ください。

#### 補助事業の概要

概 要	中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の 改善」に必要な設備・システム投資等を支援	
補助金額	100万円~1,000万円	
補助率	【通常枠】中小企業者 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】2/3	
対象経費	【通常枠】 機械装置・システム構築費、技術導入費、運搬費等 【低感染リスク型ビジネス枠 】 上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費	
申請締切	令和3年5月13日(木) 17時(6次締切)	

事業の詳細につきましては、全国中央会HPをご覧ください https://portal.monodukuri-hojo.jp/



# さまざまな業界で利用されています!!



その他の 導入設備例 製造業 (機械金属等): NC工作機械、検査・選別機、三次元測定機

製造業(食品):スライサー、サーマルタンク、洗浄機、充填機、計量器

建設業:三次元測量システム、超音波測深システム、アスベスト除去装置

●デジタルサイネージ

小売業:ウォークインストッカー、受発注・在庫管理システム

宿泊業: セルフチェックイン端末、除菌・浄化水処理装置

飲食業:冷凍冷蔵庫、冷蔵ショーケース、グリラー、製氷機、真空包装機

サービス業:業務用洗濯・脱水機、プレス機、ミシン、検針機

その他の導入設備例については、 下記ページもご覧ください。

●三次元スキャナ・ドローン

http://www.monodukurihojo.jp/

高知県地域事務局 高知県中小企業団体中央会

〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館 ものづくり補助金事業推進室 TEL:088-845-6222/088-845-8870



# お客さまの 笑顔の花を 咲かせるしごとです。

お金のこと、経営のことのほかにも、デジタル化の推 進や事業承継など、さまざまな経営課題に対して その道のプロフェッショナルが解決策を提案します。 信用保証協会では、経営の「今」を全力でサポート します。

# 高知県信用保証協会 [5]

〒780-0901 高知市上町3丁目13番14号 TEL 088-832-3261 FAX 088-822-7069 URL http://www.kochi-cgc.or.jp/





# 働き方改革推進支援センターからのお知らせ

# 中小企業事業主の皆さん!

# 同一労働 同一賃金 に対応されていますか?!

# 令和3年4月1日から、中小企業も 「短時間・有期雇用労働者に対する同一労働同一賃金」 が適用されました。

例えば、 「正社員のAさんにはあるのに、パートの私にはなぜ○○手当がないんですか?」と聞かれたら 説明しなければなりません。(短時間・有期雇用労働法 第14条)

- ≪短時間・有期雇用労働法で義務付けられた説明事項≫
- ○雇い入れた時(契約更新時も含む):労働条件+事業主が講ずる措置
- ○求められた時:待遇の相違の内容とその理由+措置決定に当たり考慮した事項 等
- ☆待遇の相違が不合理か否かは最終的に司法において判断されますが、以下を整備しましょう。
  - ① 短時間・有期雇用労働者に交付した雇入通知書、労働条件通知書
  - ② 通常の労働者に適用される就業規則(もしくは労働協約)
  - ③ 短時間・有期雇用労働者に適用される就業規則(もしくは労働協約)
  - ④ 短時間・有期雇用労働者に求められた場合の説明書
    - ・ 待遇に相違がある場合はその理由書
- ①から④は正社員就業規則、短時間・有期雇用労働者就業規則と整合していること
  - ?

**短時間労働者とは?** (パート・アルバイトなど)

通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者

有期雇用労働者とは?(契約社員、嘱託社員など)

期間の定めのある労働契約を締結している労働者

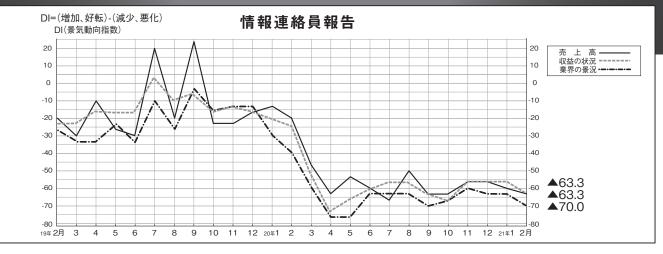
#### 併せて下記についてもご確認下さい!

#### さっそくチェックしてみましょう! パートやアルバイトにも労働条件通知書や雇用契約書を渡している。 □YES 人事異動や配置転換の対象者を就業規則等に定めるなど、すべての労 **□YES** $\square$ NO 働者にきちんと明示している。 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等と同様の手当を支給している。 $\square$ NO ☐YES 短時間・有期雇用労働者にも、正社員等に付与している慶弔休暇などの **□YES** $\square$ NO 特別休暇も付与している。 更衣室や休憩所、食堂については、雇用区分に関係なくすべての労働者 **□YES** $\square$ NO が利用できる。 ひとつでも「NO」があれば注意が必要です!

出典・「働き方改革法改正で何が変わるの? 同一労働同一賃金 編」(全国社会保険労務士会連合会)

# 県内各業界の動向

2021年2月(前年同月比)



業界の状況



…好転



…やや好転



…不変



…やや悪化



…悪化



#### 食品団地

2月商況は、新型コロナ対策による緊急事態宣言の延長による影響によって県内外とも市況は低調となった。 2月開催の大型商談会は参加せず、サンプル出品のみ等となり商談機会も無くなり、業界環境の悪化を懸念。



# 生コンクリート製造

出荷量は前年同月比 98.4%で、地域的偏在がある。高知市を中心とする地区の市況は、全国一の低迷状態がなお続いている。新型コロナ対策に予算が割かれ、建設関連予算の削減が予想される。



#### 酒類製造

相変わらず回復の兆しは見られない、3月、4月歓送迎会等での需要期も期待薄か。(宴会、イベント、会合の自粛、観光客の減少による土産品の減少等大幅な売上減となる)



# コンクリート製品

出荷数量は、前年同月比84%。令和元年5月分の出荷から西日本豪雨による災害復旧工事の発注により増加が続いていた。令和2年7月分以降は、増減を繰り返し、令和3年2月分は1月分に続き低下した。



#### テントシート

新型コロナ感染防止対策による、各種イベントの中止、延期等により全体的に売上減少となっている。 特にイベント関連主力の事業所は大変な状況。 現在の状況が続くと思われる。



# 機械団地

新型コロナ禍による影響が落ち着く中で、団地内業況は業種等により好不調のバラツキがある。資金繰りが好転したとする企業があるものの、現在も受注減、顧客訪問の自粛、会合の中止などの影響はある。



# 木製品素材生産

2月はスギ・ヒノキ共量は1割程度ダウンであるが、材価については共に横ばい状況。材価・量ともに回復基調にあり、回復していることは考えられるが、今後の製品市況・需給状況が見通せない不安がある。



### 刃物製造

今月は売り上げも少し上がり、本年度のマイナスを少し補うことができた。しかし、国内(特に小売業)への販売は伸び悩み、海外への輸出に頼る結果となっている。小売業者の販売が今後どうなるか心配である。



#### 製材

原木不足で価格は上昇気味、製品の需要は停滞が続いており、今後大きな変化もなく現状のままと思われる。



#### 船舶製造

生産状況は、引き続き高い水準で推移している。 新型コロナの影響で海外活動は停滞。



#### 製紙(家庭紙)

県内家庭紙メーカーは、厳しい状況が続いている。ここに来て主原料であるPULP価格が、120ドルUPと急騰している為、収益面で益々苦しくなる。



# 珊瑚装飾品製造

2月の取引額は前年同月比63%と、依然厳しい状況 が続いている。



# 印刷

県内官公需、民需共に先月よりは回復傾向。県外需要は首都圏の緊急事態宣言の影響で厳しい状況が継続。 多少の回復傾向も見られるが前年対比は割れている。 3月以降は不透明。厳しい状況は継続すると思われる。



#### 卸団地

1.外食、観光については1月同様非常に動きが悪い。2.新型コロナと消費税増税の影響と思われるが、景気悪化が進んでいる。



#### 青果卸売

量販店の売上が好調のため、県内外への出荷は増であるが、依然、業務関係は不調のままである為、組合員店舗によって多少の違いはあったが全体としては「113.9%」。ただ、外食・業務関係は全くダメである。



# 商店街(四万十市)

天神橋ではウェディングドレスのショー関係のイベントを行った。突然のきれいで明るいショーに通りかかった人も笑顔になった。折角のイベントだが大きく呼びかけて人を集められないのが苦しいところだ。



# 生鮮魚介卸売

マグロ、カツオ、小物等入荷が少なかったが、需要 も少なかったので丁度間に合っていた。新型コロナ は落ち着いてきているが、注文は少ない。新型コロ ナが続く限り売り上げは伸びないと思われる。



#### 旅館・ホテル

客足は鈍く落ち込んだままである。新型コロナワクチンの接種が順調に進み、GoToが再開されることを願う。



# 各種小売 (土佐市)

あまり状況に変化はなく、高知県の自粛はあけても 人の動きは変わらず、さみしいものとなっている。



### 飲食店

時短要請があった先月と比べても集客や売り上げに 大きな変化はなく、業界全体の売り上げは前年度比 6割程度か。集客、売り上げの低下による廃業や閉 店を危惧している。



# ガソリンスタンド

昨年11月からの仕切り価格の累計上昇幅は15円に達し、市況への転嫁が遅れマージンの低下が続く。2035年の乗用車新車販売100%電動化に備えてマージンの確保が必要なのだが、まだ上昇の兆しである。



# 旅行業

組合クーポン前年同月対比20%、全旅クーポンを加味して10%。年間総売り上げは前年対比27%にとどまった。



# 電気機械器具小売

全商品平均で前年比92%。白物家電88%。



#### -般土木建築工事

令和3年2月分の公共用生コン出荷量は、前月比79.5%、前年同月比96.3%。公共工事請負金額は前年同月比で129.1%。災害復旧工事、防災・減災対策工事、高速道路の延伸工事などの大型工事は継続。



# 中古自動車小売

今回で6回目の中古車フェアを2月5日~7日開催。前回同様400台の展示車両を揃えての開催だったが、前回と比較すると来場者数は変わりないが、成約台数は微減、軽自動車の販売が目立つ結果となった。



### 電気工事

組合員の施工する電力引き込み線の工事量は、前年同月比103.2%とほぼ同様となった。



# 商店街(安芸市)

2月に阪神タイガースのキャンプが行われたが、今年は新型コロナの影響で無観客にて実施。例年、県外から沢山の人が訪れていたが、人の流れがなく寂しいキャンプとなった。今後引き続き、需要の減少が心配される。



# -般貨物自動車運送

燃料価格が上昇し続けており、3月も値上げの予想で 年度末を目前に不安材料となっている。物量も昨年度 同時期より減少、厳しい状態が続いている。経済活動 の鈍化による物量の減少と経営悪化が懸念される。



### 商店街(高知市)

中央公園地下駐車場利用状況 売上:前年比86.8%、台数:前年比85.9%。2月後半になって土日の来街者がやや持ち直したように思われる。穏やかな気候に合わせて感染者が減少することに期待したい。



# タクシー

実働1日1車当りの前年同月比営業収入:67.8%、輸送回数:68.9%。実働率は45.9%。運転者不足と雇用調整助成金により運転者の労働意欲が減退したのでは?

# 挑戦の数だけ、保険がある。

To Be a **Good Company** 



東京海上日動



# 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

# 特定退職金共済制度



従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

# 団体扱生命保険



団体扱\*(月払)の場合、 一般扱(口座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

#### オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

### パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

# 業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクに 対してお役に立つ保険です。

> 業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

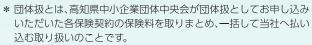
業務災害補償保険 取扱代理店 大樹生命保険株式会社











- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および高知県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取 扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

#### 大樹生命保険株式会社 高知営業部

〒780-0053 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F TEL:088-882-3402 https://www.taiju-life.co.jp/

大樹 -KB-2019-1064(損保) A-2021-101 (2021.4) R-2021-1001 (2021.4)

●制作発行



人を継ぎ、組織を育む **高知県中小企業団体中央会** URL https://www.kbiz.or.jp

〒781-5101 高知市布師田3992-2 中小企業会館4階 TEL 088-845-8870 IP電話 050-3537-1702 FAX 088-845-2434 E-mail info@kbiz.or.jp